

半田市ふるさと景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年九月九日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第二十八号

半田市ふるさと景観条例の一部を改正する条例

半田市ふるさと景観条例（平成二十二年半田市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二項中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。